



- 適用範囲 極寒地には適用しない。 集合住宅等の屋外階段。
- 注意事項 はね出しスラブが1.5m以内の場合。
 各階にドレンを設け庇及び屋根に代るものがある場合は、側倒は設けなくてもよい。
 手すりの高さは住宅都市整備公団及び各行政指導の高さを確認の上決定する。(足がかり部分の高さH=1,100mm以上、床面より高さH=1,200mm以上)
 手すり支柱の足元を垂れ締めする場合は明記する。

- 適用範囲 建物内の屋外階段で、雨がかりとなる場合。
- 注意事項 直通階段が長い場合は、押え層の滑り止めを2.5m内外の間隔で設ける(階段幅一杯)
 側倒の必要がある場合は明記する。
 スラブ下が居室となる場合は、断熱材の打込みを明記する。
 ドレンの位置、側溝の有無を明記する。